

議案第40号

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年 3月 3日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「及び災害の防止」を削る。

第7条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改め、同条第2項第11号を削り、同項第12号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とする。

第9条第1項第1号イを削り、同号ウ中「及び災害の防止」を削り、同号ウを同号イとし、同条第2項を削る。

第10条中「及び災害の防止」を削る。

第11条第1項中「第12号」を「第11号」に改め、同条第3項中「第13号」を「第12号」に改める。

第13条第2項中「土地の埋立て等の施工に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。）及び」及び「及び災害の防止」を削る。

第15条中「及び災害の防止」を削る。

第19条中「又は災害の防止」を削る。

第20条第1項第4号中「第19条」を「前条」に改める。

第21条第2項第1号中「第9条第1項第1号ア」を「第9条第1号ア」に改め、「土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第21条の2第1項中「又は土砂等の崩落、飛散」を「若しくは土砂等の飛散」に、「による災害が発生し、又はこれらの」を「が生じ、又は生じる」に改める。

第21条の3第1項中「第9条第1項第2号」を「第9条第2号」に改める。

第22条中「又は災害の防止」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第12条関係）

種別	土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額
----	-----------------	--------

土砂等による土地の埋立て等許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 13,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下	1件につき 28,000円
土砂等による土地の埋立て等変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 6,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下	1件につき 15,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等（改正後のひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第7条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 施行日前にされた旧条例第7条第2項の規定による許可の申請であって、施行日に許可又は不許可の処分がされていないものは、新条例第7条第2項の規定による許可の申請とみなす。
- 5 施行日前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、当該埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土地の埋立て等の許可)</p> <p>第7条 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 土地の埋立て等の施工に関する計画</u></p> <p><u>(12) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、当該埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土地の埋立て等の許可)</p> <p>第7条 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>ア 略</p>	

旧	新	備考
<p><u>基準に適合していること。</u></p> <p>ウ <u>その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、前項第1号イの規定は適用しない。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。）は、第7条第2項第2号、第4号又は第6号から<u>第12号</u>までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第2項第1号若しくは<u>第13号</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限</p>	<p>イ <u>その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者（第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。）は、第7条第2項第2号、第4号又は第6号から<u>第11号</u>までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第2項第1号若しくは<u>第12号</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限</p>	

旧	新	備考
<p>る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第2項の申請書に記載した<u>土地の埋立て等の施工に関する計画</u>(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。)及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、前項ただし書に規定する場合を除き、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。</p> <p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第17条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第20条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第13条第1項、第14条第2項、第15条から第17条まで又は</p>	<p>る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第21条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、前項ただし書に規定する場合を除き、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。</p> <p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第17条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第20条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第13条第1項、第14条第2項、第15条から第17条まで又は</p>	

旧	新	備考
<p>第19条の規定に違反したとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等が第9条第1項第1号アの基準又は当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した<u>土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。</u></p> <p>(2) 生活環境の保全<u>又は災害の防止</u>のため緊急の必要があると認めるとき。</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第21条の2 土地の埋立て等を行う者は、<u>土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)</p> <p>第21条の3 埋立て等区域内の土地の所有者等は、<u>第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>前条の規定に違反したとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等が第9条第1号アの基準又は当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。</p> <p>(2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第21条の2 土地の埋立て等を行う者は、<u>土壌の汚染若しくは土砂等の飛散若しくは流出が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに埋立て等区域内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)</p> <p>第21条の3 埋立て等区域内の土地の所有者等は、<u>第9条第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	

旧		新		備考	
<p>(協力要請)</p> <p>第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、埋立て等区域内の土地の所有者等その他の土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p>		<p>(協力要請)</p> <p>第22条 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、埋立て等区域内の土地の所有者等その他の土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p>			
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)			
種別	土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額	種別	土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額
土砂等による土地の埋立て等許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 13,000円	土砂等による土地の埋立て等許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 13,000円
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	1件につき 28,000円		1,000平方メートル以上 3,000平方メートル以下	1件につき 28,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき 40,000円			
土砂等による土地の埋立て等変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 6,000円	土砂等による土地の埋立て等変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 6,000円
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	1件につき 15,000円		1,000平方メートル以上 3,000平方メートル以下	1件につき 15,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき 27,000円			
略		略			